

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本会が常勤役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には本会の予算の範囲内において報酬を支給することができる。

2 常勤役員報酬は、月額とし、次のとおりとする。

(1) 会長 300,000円

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 常勤役員報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 常勤役員報酬は、法令に定めるところにより、役員報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨でもって直接役員に支給する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から遡及する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から遡及する。
- 3 この規程は、平成23年1月21日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 役員等の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員、評議員及び本会より委嘱された委員(以下「役員等」という。)の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が本会の運営に関わる業務及び会議のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項に定める旅費の額は別表を基準とし、予算の範囲内で支給する。

(補則)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

1. この規程は、平成18年12月26日から施行する。
2. この規程は、平成28年1月1日から施行する。
3. 北秋田市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。

別 表

(北秋田市内)

旅行先	居 住 地			
	鷹巣地区	合川地区	森吉地区	阿仁地区
鷹巣地区	4,000円	4,500円	5,000円	6,000円
合川地区	4,500円	4,000円	4,500円	5,500円
森吉地区	5,000円	4,500円	4,000円	5,000円
阿仁地区	6,000円	5,500円	5,000円	4,000円

※役員報酬支給対象者を除く。

(北秋田市を除く県内)

日 当	運 賃 等
2,000円	職員旅費規程に準ずる

※日当については、役員報酬支給対象者を除く。

(県外)

日 当	運 賃 等
職員旅費規程に準ずる	職員旅費規程に準ずる